

担当医殿

学校において予防すべき感染症については、学校保健安全法により出席停止期間の基準が定められていますが、第三種その他の感染症に関しましては、平成 21 年 4 月より、その基準が「学校医の意見を聞き学校長が出席停止期間を決定する」と改正されました。

これに基づき、本学でも本規定に従い対応することになりましたが、当面のところ手足口病に関してのみ「当該学生の主治医が発症と診断された日より 3 日間を出席停止期間と定める」こととなりました。

つきましては、お手数をおかけ致しますが、「病気意見書」に必要な事項をご記入の上、意見書の発行をお願いいたします。

大阪千代田短期大学 学長 廣木 克行

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類 (H20. 5. 12 文部科学省令 第 16 号)	出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第 20 条)
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 (ポリオ)、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスのみ)、 鳥インフルエンザ (病原体の血清型 H5 N1 であるもの)	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する「 <u>新型インフルエンザ等感染症</u> 」、「 <u>指定感染症</u> 」及び「 <u>新感染症</u> 」は、前項の規定に関わらず、第一種の感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ (H5 N1 を除く)	解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、 腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 など)、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<u>その他の感染症の例</u> 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、 <u>手足口病</u> 、伝染性紅斑 (リンゴ病)、 ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	<u>条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する。</u>

病 気 意 見 書

大阪千代田短期大学

学生氏名 _____

病 名 _____

診 断 日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記を証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

医 師 名

㊞